

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 交通政策部 空港・交通課

法令名	佐賀県佐賀空港条例			法令の番号	平成10年佐賀県条例第22号				
許認可等の種類	爆発物等携帯（運搬）許可			根拠条項	第11条第2号				
審査基準	次の各号に掲げる場合に限り、爆発物等携帯（運搬）許可を与えることができる。 (1) 航空機への給油の場合 (2) 空港における工事の場合 (3) その他佐賀空港事務所長が特別の事由があると認める場合								
	受付機関	佐賀空港事務所	処理機関	佐賀空港事務所	交付機関	佐賀空港事務所	標準処理期間	14日	目次
						標準経由期間	-日	NO	